

21. 3. 連れ子と義父母との間に父母と子の関係が生じる。
21. 4. 子の父母が結婚を登録していればその登録証明書に基づき、登録していなければ法律に従い行政的または裁判により父母を確定する当局の決定に基づき、父母を確定する。
21. 5. 結婚を登録していない父母から生まれた子には、結婚登録した父母から生まれた子と同じ権利義務が生じる。

なお、ここで21. 3の「連れ子」関係が生じる場合＝モンゴル家族法による婚姻関係が生じている状況は、おそらく、現在のAB間に認められる（6. 4）

したがって、そもそも本件はモンゴル家族法の定める養子縁組にあたらないのではないかと考えられる。

6. 4. モンゴル国籍を有する者同士またはモンゴル国籍を有する者が外国人または無国籍者と、外国において、その国の法律にしたがって結婚し、その結婚がこの法律9. に違反しない場合（注：9条は、重婚、未成熟年齢、親族間の婚姻などを婚姻禁止事由とする）、その結婚はモンゴル国内でも有効となる。

3 モンゴル家族法に定める養子とするための条件の検討

3-1 55条関係（保護要件）

- ・養父母作成の承諾書・申請書の公証（55. 1）
- ・7歳以上の子の承諾（55. 4）
- ・ソム長あての申請書提出と許可決定（55. 7）
- ・上記許可決定に基づく、役所担当職員による養子登録（55. 8）

以上は、通則法31条1項後段の「第三者の承諾若しくは同意又は公的機関の許可その他の処分」にあたることから、日本法による養子縁組をする場合には、必要な条件である。なお、実母であるBについては、これらの要件はモンゴル法上も不要である。

55. 養子とし、養子に出す一般的な条件

55. 1. 養子縁組に際しては、父母の承諾書・養子とする申請書を作成し、公証人の公証を受ける。
55. 2. 配偶者のある者が養子をとる際には、その配偶者の許可を受けなければならない。
55. 3. 父母がいない子または父母の双方が無能力者の場合、子を養子に出す際、法律で別の定めがない限り、その子の介護者、保佐人または児童養護施設の許可を受けなければならない。
55. 4. 子が7歳に達している場合、その子の承諾を得なければならない。
55. 5. 親権を喪失した者は、その親権喪失を取り消す判決が効力を発したときから6か月以上経過していれば、子を養子に出すことができる。
55. 6. 養子としようとする者は、子が居住しているソムまたは区のソム長または区長あ

てに養子とする申請書を提出する。

55.7. ソム長または区長は、養子とする申請書を審査し、20日以内に可否を決定する。

55.8. 養子とする許可決定に基づき、家族登録担当職員が、養子としたことを登録する。

3-2 57条関係（養親の要件）

57条には、通則法31条1項後段の「第三者の承諾若しくは同意又は公的機関の許可その他の処分」にあたるような事由はないから、日本法による養子縁組をする場合には、関係ない。なお、実母であるBについては、これらの要件はモンゴル法上も不要である。

57. 養親

57.1. 養親は成人で、法的能力者で、子を扶養、育成および教育することができる十分な能力がある者でなければならない。

57.2. 独身の者、他人に扶養されており養子の一親等でも二親等でもない60歳以上のモンゴル国籍を有する者、60歳以上の外国人、親権が制限されたことがあり親権を喪失したことがある者、養子縁組した子を自己の責任で離縁したことがある者、営利目的で養親となろうとする者、判決で無能力または制限無能力者とみなされた者、結核または精神疾患にかかった者、アルコールまたは麻薬の常習者、複数回の罪を犯して処罰された者および在監者は、養親となることができない。

（この条文は2010年4月22日に改正された。）

57.3. 一親等および二親等の者が、父母のいない子を養子とする場合、この法律の57.2.の定める年齢の制限は適用されない。

3-3 58条関係（外国人養親の要件）

・55条との対比では、外国人が養親となる場合には、58.4の登録が必要であり、その登録にあたっては、次のようなことを要する。

・申請書の届け出（58.1.）

・必要書類の提出（58.3各号）

58条では、通則法31条1項後段の「第三者の承諾若しくは同意又は公的機関の許可その他の処分」にあたるような事由として、58.4の機関への登録が必要である。日本法による養子縁組をする場合には、この登録を要すると考えられる。

なお、実母であるBについては、これらの要件はモンゴル法上も不要である。

58. モンゴル国籍を有する子の養親となる外国人

58.1. 外国人が、モンゴル国籍を有する子を養子としようとする場合、その申請書を、外国政府を通じて、モンゴル国の担当期間に届出なければならない。

58.2. モンゴル国内に6か月以上居住している外国人については、この法律の58.1.の定めは適用しない。

58. 3. 養親となろうとする外国人は、この法律の55. 1. および55. 3の定めるほか、次の書類を提出しなければならない。

58. 3. 1. 養親となろうとする者（配偶者がいる場合は共同で提出する）の公証人が公証した申請書が外国語で作成されている場合には、その正式な翻訳文。

（この条文は2011年2月10日に改正された）

58. 3. 2. 養親が結核、AIDSまたは精神疾患でないことの診断書。

58. 3. 3. 申請者の結婚証明書の写し（結婚している場合）。

58. 3. 4. 申請者の永住している住所の証明書（警察の証明書を含む）。

58. 3. 5. 申請者の生活および財産上の能力に関する、その国の関係機関の証明書。

58. 3. 6. 申請者に関する、人口問題担当の中央国家行政機関の証明書。

58. 4. 外国人が、モンゴル国籍を有する子を養子とした場合、外国人の法的地位に関する法律[7]の111. に定める機関が、これを登録する。

58. 5. 外国に居住しているモンゴル国籍を有する子を養子にしようとする申請書を、モンゴル国大使館または領事館を通じて提出する場合、この法律の58. 1. の定めは適用されない。

58. 6. 人口問題担当の中央国家行政機関は、モンゴル国籍を有する子を養子にしようとする外国人を登記し、養子となる子の権利利益を守ため他国の関係機関および国際機関と協力する。

58. 7. 外国人が養親となるための規則は、法務、保健および社会福祉を担当する内閣の大臣が共同で作成する。

58. 8. 養父母は、子の出身国および実父母を、子に知らせなければならない。

58. 9. 養子に出された子は、国籍法[8]の定めたとおり、国籍を選択する権利を有する。

58. 10. この条文は無国籍者にも適用する。

4 結論

本件について、そもそも、モンゴル家族法のいうところの養子でない。実親子関係であると考えられる（前記2、21. 3）。

だとすれば、前記3のモンゴル法55条以下の養子縁組の要件は必要ないと考えられる。なぜならば、養子となるべきXの本国法であるモンゴル家族法によれば、連れ子Xと養親Aの間には自動的に親子関係が生じる（21. 3）。そして、その場合、当然に親子関係が生じるわけであるから、本件は、モンゴル家族法によれば養子縁組成立の問題ではない。したがって、モンゴル家族法に定める養親になるべき条件等は検討する必要がない。

そして、日本の貴庁において、日本法（通則法を含む）にしたがって養親子関係を認める結論を出せば、その結果で養親（日本）と実親（モンゴル）という概念の違いはあるものの、23. 4により親子関係はモンゴルでも認められる結論となると考えられる。

23.4. 外国の法律に従いモンゴル国籍を有する者に関して父母を確定した場合、その確定手続がこの法律に反しない限り、その確定結果を有効とする。

5 その他、留意点

日本人夫 A が、モンゴル国内の手続上、親または養親として登録されなかったような場合、万一、モンゴルに子と一緒に入国したような際に、子の出国を入管で差し止められるなどのおそれがありますので、注意してください。できれば、モンゴル法の要件を充足して（21.3にも関わらず、国民登録局のWEBサイトをもいると、連れ子の父について、家族法55条の要件を満たしていることを求めている）、モンゴルにおいても親子または養親子関係を成立させてください。

以上